第 1 編

介護保険における
福祉用具購入について



1 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給制度について（概要）

在宅で生活されている要支援者・要介護者が、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所（以下、「福祉用具販売事業所」という。）から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具（入浴や排せつに用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣告示において定められたもの）を購入したとき、日常生活における自立を助けるために必要と認められる場合に、申請に基づき福祉用具購入費を支給します。

購入前に必ず、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」という。）や福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員に相談してください。利用者の身体状況や生活環境等をふまえて、利用者の自立支援につながるものを選定しましょう。

2 購入対象種目（令和6年3月15日厚生労働省告示第86号）

福祉用具購入費の支給対象となる種目は、以下のとおりです。

1 腰掛便座	次のいずれかに該当するもの ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。設置に要する費用は給付の対象外）
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの （専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除く）
3 排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの （専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く）
4 入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの ① 入浴用椅子 座面の高さが概ね35センチメートル以上のものまたはリクライニング機能を有するもの ② 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの ③ 浴槽内椅子 浴槽内に置いて利用できるもの ④ 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるもの ⑤ 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図るもの ⑥ 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの ⑦ 入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの
5 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含み、居室において必要があれば入浴が可能なもの）で、取水または排水のために工事を伴わないもの
6 移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

7 スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。（頻繁な持ち運びを要しないもの）
8 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。（歩行車は除く）
9 歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る。（松葉杖は除く）

3 対象要件

次の要件をすべて満たす場合に支給申請をすることができます。

〇県（山口県以外も含む）の指定を受けている福祉用具販売事業所から購入すること

※指定を受けている事業所からであっても、インターネットや通信販売での購入は、支給対象外です。

〇在宅で生活されていること

※入院中または入所中（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、グループホーム）は不可。また、一時帰宅中の支給申請も認められません。

〇購入日（代金を完済した日）時点で要介護または要支援の認定を受けていること

※急を要する場合等は、認定申請中の期間において、福祉用具を購入することは可能ですが、支給決定は、認定結果が出てからになります。認定結果が非該当になった場合は、支給できません。

〇同一年度内（4 月 1 日から 12 か月間）における福祉用具購入費の支給申請額が、10 万円を超えていないこと

〇同一品目の購入でないこと（再購入が認められる場合を除く）

※再購入が認められる場合については下記をご参照ください。

【留意点】

💡再購入が認められる場合（同一品目の再購入について）

一度、福祉用具購入費が支給されると、それ以後の同一品目の福祉用具購入については支給対象外となります。

ただし、次に掲げる場合において、市が必要と認めるときは、支給限度基準額の範囲内において、同一品目の再購入を認めています。なお、既に購入した福祉用具が破損又は故障し、部品交換で修理可能な場合は、部品のみが再購入の対象となります。

- 破損又は故障し、使用困難となった場合
- 要介護者の身体状況の変化や介護の必要程度が著しく高くなった場合
- 転居等の居住環境の変化により、大きさの異なった用具が必要な場合
- 劣化や衛生状態の悪化が著しい場合

福祉用具購入費支給申請にあたり、同一品目の購入履歴がある場合は、**「福祉用具の再購入が必要である理由書」**を事前に提出いただくことが必要です。

購入後に「福祉用具の再購入が必要である理由書」を提出された場合は、受理いたしません。

購入予定の品と既に同一のものをお持ちで、保険給付のもと購入しているか明確に分からない場合は、介護保険課にお問い合わせください。

💡浴室や浴槽への出入りの段差解消について

浴室内すのこは、浴室内に置いて浴室の床の段差解消を図ることを目的とするものです。

①【浴室内すのこの購入】

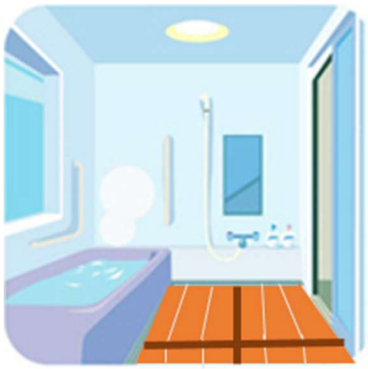
浴室内すのこを設置されるにあたっては、洗い場全面に敷くことが原則です。

＜理由＞

・部分的に設置することで、新たな段差が生じないようにするため。

・部分的に設置すると、床に固定できず、利用者が上に乗った際に動く危険性があるため。

ただし、清掃時の取り外しのための隙間確保や、物理的に敷くことが困難な箇所については、隙間を認めます。



<u>支給申請時の注意点</u>

添付書類として、「設置前後の日付入り写真」、「設置場所の図面」、「すのこのカタログ」が必要です。

※浴槽内すのこの購入についても同様の取扱いとします。

②【「浴室内すのこ」として使用する浴槽台の購入】

従前、山口市においては、浴槽台は、浴槽内に置いて使用するものという解釈のもと、本来の使用目的とは異なる浴室内すのことして使用する場合は、介護保険の支給対象外としておりました。

しかし、浴槽台を「すのこ」と称し販売する商品も存在することや、浴槽台もすのこと同様に段差解消や転倒防止が図れることから、浴槽台の使途に**「浴槽内、浴室内（洗い場）兼用」**と記載がある商品については、浴室内すのことして購入を認めることとしました。

※浴槽台を浴室の段差解消に使用するにあたっては、製品の機能性のみによらず、浴室内環境や被保険者本人の身体状況を勘案し、安全性を考慮したうえで選定してください。

支給申請時の注意点

・福祉用具購入費支給申請書の「福祉用具が必要な理由」欄に、「浴室内すのこ」として使用する旨を記入し、使途が異なることを明確にしてください。

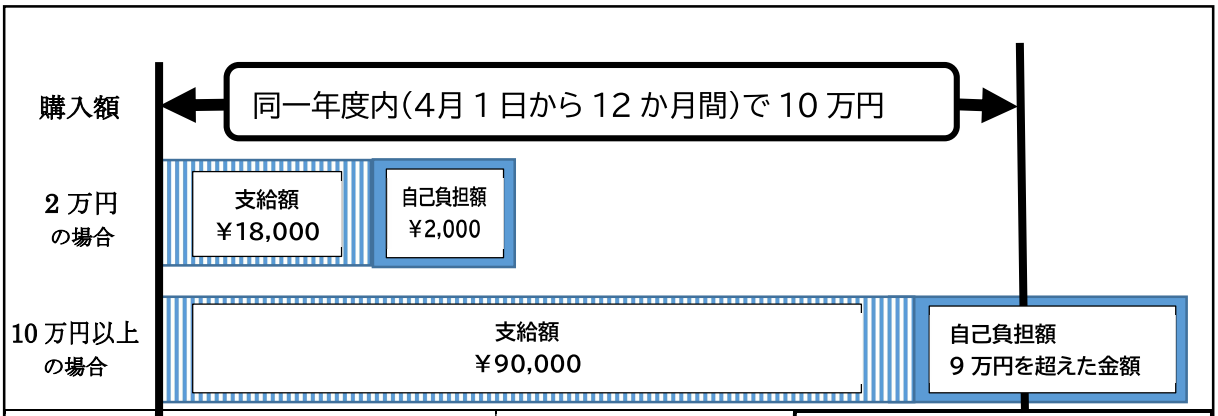
・カタログの記載内容で、浴室内すのことして使用可能かを判断しますので、「浴室内兼用」等の記載部分を、マーカー等で印をつけてください。



4 支給限度基準額

支給限度基準額は、要介護度に関わらず、同一年度内で 10 万円です。支給上限額は、被保険者負担割合に応じて、7～9 万円です。なお、分割して利用することができます。

（例：自己負担割合が 1 割の場合）



	～令和6年度	令和7年度～	支給限度基準額の年度
ケース1	納品 **支払い** 申請		令和6年度
ケース2	納品 **支払い**	申請	令和6年度
ケース3	納品	**支払い** 申請	令和7年度

なお、支給限度基準額を判断する基準日は、購入日（代金を完済した日）です。

５ 福祉用具購入費支給申請書の提出

＊償還払い方式の場合＊

償還払い方式とは、利用者がいったん福祉用具購入費用の全額を福祉用具販売事業所に支払い、福祉用具購入費支給申請書を市に提出した後、利用者自己負担分を除いた金額（支給対象部分）を市が利用者へ支給する方式です。

≪提出書類と留意点≫

ケアマネジャーや福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と相談し、福祉用具を選定・購入した後、A～F の提出書類を添えて市に申請します。

A：介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

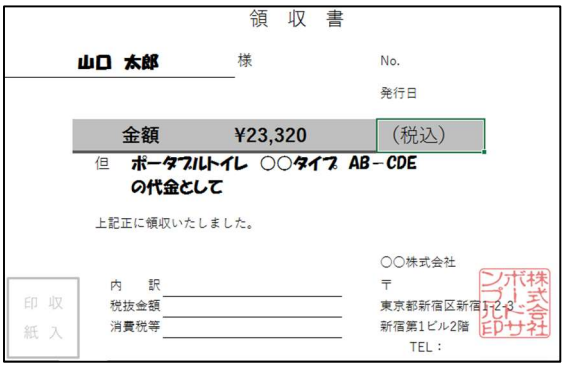
□「福祉用具が必要な理由」欄の記入については、ケアマネジャーに相談し、ケアマネジャーがケアプランに位置付けたうえで記入することが望ましいが、ケアマネジャーがいない場合は、福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員または、地域包括支援センター相談員が記入する。

記入にあたっては、利用者の現在の身体状況、福祉用具を使用することで自立に向けてどう改善するか、といった視点で記入する。

B：福祉用具購入に要した費用に係る領収書（原本）

□宛名は利用者氏名である。（フルネームで記入。名字のみ、上様は不可。）
□原本を持参する。（原本に「介護保険福祉用具購入補助費申請済」のゴム印を押し、コピーをとって原本は返却します。）
□領収日が記載されている。
□領収印が押されている。
□但し書きに、品目名等または福祉用具購入費と明記されている。
□5 万円以上の金額の時は、収入印紙が貼付してある。

【記入例】



収入印紙要否の判断例：本体価格 49,000 円の場合

印紙必要	53,900円のみ 53,900円（税込み）
印紙不要	53,900円（内消費税額　49,000円） 53,900円（税抜き　49,000円）

C：購入した福祉用具の概要が分かるパンフレット等（カタログのコピーでも可）

□申請書と領収書に記載のある商品と同じものである。
□商品名、サイズ、製造事業所名、希望小売価格等が記載されている。
□浴槽台を浴室内すのこととして使用する場合、「浴室内兼用」等記載されている。

D：設置前後の日付入り写真（浴室内すのこ、浴槽内すのこ、スロープのみ）

E：平面図（浴室内すのこ、浴槽内すのこ、スロープのみ）

F：医学的な所見の確認書面及び排泄予測支援機器確認調書（排泄予測支援機器のみ）
□医学的な所見の確認書面は下記のいずれかによる。 ・介護認定審査における主治医の意見書 ・サービス担当者会議等における医師の所見 ・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見 ・個別に取得した医師の診断書　等

＊受領委任払い方式の場合＊

受領委任払い方式とは、介護保険支給対象の福祉用具購入に係る費用のうち、利用者は自己負担分（1～3割）の金額のみ福祉用具販売事業所に支払い、福祉用具購入費支給申請書を市に提出した後、残りの7～9割分については、市が直接、福祉用具販売事業所に支払う方式です。

ただし、介護保険料の滞納がある場合は、受領委任払い方式での購入はできません。

受領委任払い方式で購入を希望する場合は、購入前に書類を提出する必要があります。

生活保護受給中の方は、必ず地域福祉課担当ケースワーカーへ相談してください。

≪申請の流れ≫

①　購入前に G～L の書類を提出

G：介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払い承認申請書（兼）委任状【様式第１号】 ※生活保護受給中の方は【様式第２号】
H:見積書
□購入商品の金額が分かるもの（税込み金額） □宛名は利用者氏名であること。（フルネーム） □社印や代表者の押印は必須ではありません。ただし、見積書の信憑性を担保するため、代表者名、担当者名、連絡先を明記してください。
I:購入予定の福祉用具の概要が分かるパンフレット（カタログでも可）
J:設置前の日付入り写真（a）（浴室内すのこ、浴槽内すのこ、スロープのみ）
K：（a）に設置予定図を記入したもの
L：平面図（浴室内すのこ、浴槽内すのこ、スロープのみ）

②市が受領委任払いの承認・不承認を審査して、結果を通知します。

当該福祉用具購入について、保険給付として適切な購入か、また、介護保険料の滞納がないかなどを審査します。

③申請者・事業者へ受領委任（承認）通知書が届いた後に、福祉用具を購入してください。

※金額の変更等がある場合は、購入前に市へ連絡してください。

④支給申請

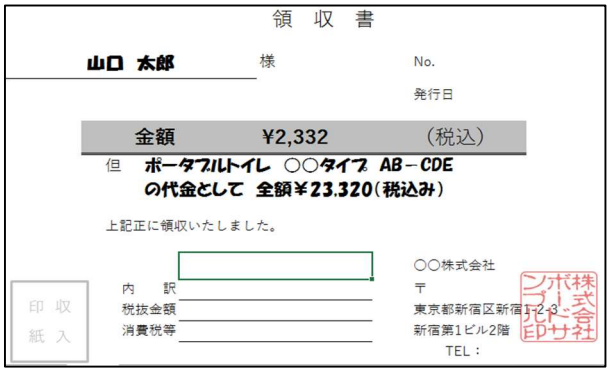
償還払い方式の場合と同様の提出書類 A～F を、市に申請してください。

※生活保護受給中の利用者は、提出書類 B（領収書）は不要です。

★受領委任払いの場合の領収書の留意点★

□宛名は利用者氏名である。(フルネームで記入。名字のみ、上様は不可。)
□原本を持参する。(原本に「介護保険福祉用具購入補助費申請済」のゴム印を押し、コピーをとって原本は返却します。)
□領収日が記載されている。
□領収印が押されている。
□但し書きに、品目名等または福祉用具購入費であることの明記及び商品の全額が記載されている。
□5 万円以上の金額の時は、収入印紙が貼付してある。

【記入例】



収入印紙要否の判断例:本体価格 49,000 円の場合

印紙必要	53,900円のみ 53,900円 (税込み)
印紙不要	53,900円 (内消費税額 49,000円) 53,900円 (税抜き 49,000円)



ポータブルトイレ　補高便座　立ち上がり補助便座

